



岡山県を代表する観光地「倉敷美観地区」

第7回全国地方独立行政法人病院協議会総会 世話人係
地方独立行政法人
岡山県精神科医療センター
(全国地方独立行政法人病院協議会事務局)
岡山県岡山市北区鹿田本町3-16
TEL.086-225-3821(代表)



日本三名園の一つ「岡山後楽園」

第7回
全国地方独立行政法人病院協議会
総会

共に考えよう、
地域医療の
未来を。



日程 2018年(平成30年) 11月1日(木)～2日(金)

会場 ホテルグランヴィア岡山 (岡山県岡山市北区駅元町1番5)

2018年開通30周年を迎えた「瀬戸大橋」

平成12年12月1日の閣議において地方自治体への独立行政法人制度の導入を検討することが決定されて以降、平成15年8月の法律の成立・制定により、自治体病院においても独立行政法人化の議論が活発化した。

平成16年4月の地方独立行政法人法の施行により、病院として「医療の質の向上」と「健全経営」という明確な目的を達成するため、医療環境の変化に柔軟かつスピード感を持って対応できる運営を行い、安全・安心な医療の提供や満足度の向上など、地域の中で住民から信頼される病院づくりに向けて、さらに発展できることとなった。

自治体病院の多くは、地方公営企業法適用の行政の一部出先機関であり、病院経営の基本である人事・財務については、自治体において事前統制が行われ、組織・職制、職員の任免、人事・給与、勤務条件、労働協約の締結、予算編成、医療設備整備などについても、病院長の権限が大きく制限されてきた。

また、経営責任も曖昧であり、非効率、経営マインドの欠如など「医療」という一つの目的を共有する組織とは言い難い行政との混在組織であった。

なお、平成19年に総務省から出された公立病院改革ガイドプランによる全部適用への移行も進んでいるが、行政の関与は依然として存在し、病院長の病院経営全般に関する権限は地方独立行政法人のレベルには達していないのが現状である。

平成17年4月を皮切りに、平成24年4月1日現在、63の自治体病院が地方独立行政法人に移行し、設立団体から示された目標を達成するため、民間の経営手法を導入するなど、創意工夫しながら自主性と透明性を持って病院運営に取り組んでいる。

この独法のメリットを最大限発揮させ、さらなる地域医療の発展を図ることを目的に、政策医療の財源確保や目的積立金の戦略的投資など各病院が抱える様々な課題について協議するため、ここに全国地方独立行政法人連絡協議会を設立する。

私たちは、本会での情報交換を通して会員相互の理解を図り、切磋琢磨して自己決定・自己責任による病院改革に努め、地方独立行政法人の病院としてさらに進化し、時代の要請に応え、地域に貢献することが社会的使命であると確信する。

平成24年11月22日

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長
全国地方独立行政法人病院協議会 会長

中島 豊爾



第7回全国地方独立行政法人病院協議会総会を豪雨災害から間もない岡山市で開催することになりました。今年は大阪北部地震、西日本豪雨災害、猛暑の居座り、台風の西進、続いて近畿地方の台風被害、9月6日の北海道胆振東部地震と、休む暇もない災害の連続でした。多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

地方独立行政法人病院も89病院（平成30年10月1日現在）となり、来年4月には、さらに3病院が加わる予定になっています。このように病院数は緩やかに増加しているものの、今年4月の地方独立行政法人法の改正により、自治体の関与が強くなったように感じられます。地方独立行政法人の最大の利点が失われてきているのではないかと危惧せざるを得ません。2日目のシンポジウムでは、この点も取り上げてみたいと思います。また、今年6月には全国自治体病院協議会の会長が、邊見公雄先生から小熊豊先生に交代されました。今回は顔見世興行も兼ねて、1日目の最後に講演をいただく予定です。また、地域全体の医療の再編に取り組まれている奈良県立病院機構の上田裕一先生にもご講演いただきます。2日目の最後には、民間の公益財団法人として理想的な病院運営をしてこられた倉敷中央病院の相田俊夫副理事長から、私たちに厳しい檄を飛ばしていただこうと思います。

さて、日本は今、未曾有の国難に直面しています。すなわち、人口減少、出生率の低下、超高齢化、大災害の頻発などですが、政府は何一つ有効な手を打つことができていません。ひたすら国民の目に見えないところで、財布の紐を締めています。そのために私たちの病院経営はどんどん苦しくなるばかりです。

今回の総会で、私の会長としての務めを終らせていただく予定です。互いに学びあい、貴重な情報を交換できれば、嬉しく思います。

夜は、岡山の美味しい米と水でできた酒を酌み交わし、存分にお楽しみください。誰かがどこかで言っていました。「酒が人間をダメにするんじゃない。人間はもともとダメだということを、酒は教えてくれるんだ。」

1日目 11/1 木

14:00~ ◆受付

14:30~15:00 ◆総会開会 会長挨拶、歓迎挨拶、来賓祝辞等

15:00~15:30 ◆総会
第6期事業実績報告及び第6期収支決算について
第7期事業計画(案)及び第7期収支予算(案)について
会則の改正について
役員改選について
第8回、第9回当番世話人について

15:30~15:40 ◆休憩

15:40~17:00 ◆特別講演①
テーマ「地域医療を巡る課題と公立病院の役割、展望
～変革の荒波に負けず一歩々々前に進もう～」
演者 全国自治体病院協議会 会長 小熊 豊
座長 岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾

17:00 ◆総会閉会

17:30~19:30 ◆意見交換会

2日目 11/2 金

9:30~ ◆受付

10:00~10:10 ◆総会開会

10:10~10:50 ◆アンケート調査報告
報告者 協議会事務局 赤木 一成
座長 福岡市民病院 事務部長 石田 慶治

10:50~11:00 ◆休憩

11:00~12:00 ◆事例発表
テーマ「奈良県立病院機構の揺籃期を越えて
～新・奈良県総合医療センターの開設～」
演者 奈良県立病院機構 理事長 上田 裕一
座長 福岡市立病院機構 理事長 竹中 賢治

12:00~13:00 ◆昼食

13:00~15:20 ◆シンポジウム
テーマ「地方独立行政法人を取り巻く環境の変化と
今後の対応について」
コーディネーター 岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
パネリスト 山形県・酒田市病院機構 理事長 栗谷 義樹
京都市立病院機構 理事長 森本 泰介
福岡市立病院機構 理事長 竹中 賢治
総務省自治財政局準公営企業室 室長 坂越 健一

15:20~15:30 ◆休憩

15:30~17:10 ◆特別講演②
テーマ「当院の経営戦略と公益法人としての使命達成
～広域急性期基幹病院と地域医療機関との関係構築～」
演者 公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構
倉敷中央病院 副理事長 相田 俊夫
座長 静岡県立病院機構 理事長 田中 一成

17:10 ◆総会閉会

● 総 会

全国地方独立行政法人病院協議会 第6回総会

日 時：平成29年10月27日(金)10:30～19:20

場 所：長野市 メトロポリタン長野「浅間B・C」(〒380-0824 長野県長野市南石堂町1346)

- 1 開会式
- 2 第6回総会
- 3 独法化後の現状調査報告 事務局
- 4 講演
「地方独立行政法人における適正な業務の確保について」
演者：総務省自治財政局市町村課行政経営支援室 室長 植田 昌也
- 5 特別講演
「これからの病院経営と人・組織のマネジメント」
演者：京都大学大学院医学研究科医療経済学分野 教授 今中 雄一
- 6 基調講演
「目指すべき医療構造改革とは～医師の働き方を中心に～」
演者：厚生労働省医政局地域医療計画課 課長補佐 久米 隼人
- 7 シンポジウム
「これからの医師の働き方はどうあるべきか」
パネリスト 福岡市立病院機構 理事長 竹中 賢治
神戸市立医療センター中央市民病院 院長 坂田 隆造
日本経済新聞社文化事業局文化事業部 プロデューサー 庄子 育子
コメンテーター 厚生労働省医政局地域医療計画課 課長補佐 久米 隼人

● 幹事会

第1回

日 時：平成29年10月26日(木)16:00～17:00

場 所：ホテルメトロポリタン長野 2階「梓」(〒380-0824 長野県長野市南石堂町1346)

出席者	岡山県精神科医療センター	2名	静岡県立病院機構	3名
	福岡市立病院機構	2名	山形県・酒田市病院機構	2名
	東京都健康長寿医療センター	3名	長野県立病院機構	3名
	神戸市民病院機構	2名		

- 議 題
1. 第5期事業実績報告並びに第5期収支決算について
 2. 第6期事業計画(案)並びに第6期収支予算(案)について
 3. 第6回総会について
 4. 次回・次々回総会の当番病院及び日程について

● 幹事事務局会

第1回

日 時：平成30年2月2日(金)16:00～18:00

場 所：地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 4階サントホール
(〒700-0915 岡山県岡山市北区鹿田本町3-16)

出席者	岡山県精神科医療センター	3名	静岡県立病院機構	3名
	福岡市立病院機構	1名	山形県・酒田市病院機構	2名
	神戸市民病院機構	2名	長野県立病院機構	5名

- 議 題
1. 第6回総会について
(1)第6回総会収支決算報告
(2)第6回総会アンケート結果報告
 2. 第7回総会へ引継ぎ
 3. 「病院改革セミナー」について

第2回

日 時：平成30年6月8日(金)15:00～17:00

場 所：都道府県会館 4階405号室
(〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3)

出席者	岡山県精神科医療センター	2名	静岡県立病院機構	3名
	福岡市立病院機構	1名	山形県・酒田市病院機構	2名
	神戸市民病院機構	2名		

- 議 題
1. 第7回総会についての進捗報告について
 2. 第6期アンケート調査について
 3. セミナーの開催について

● 調査

調査期間 平成30年7月から平成30年8月

対象 全国の地方独立行政法人及び病院

- 内容 (1)医師の給与体系及び人事評価制度の導入実態調査について(新規調査)
 (2)運営費負担金についてのアンケート(新規調査)
 (3)決算状況調査
 (4)地方独立行政法人法改正についての対応状況(新規調査)

● 研修

テーマ 「地方独立行政法人病院の財務・会計セミナー」

大阪会場 日時 平成30年8月30日(木)10:30～17:00

場所 有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所6階 大会議室

対象 地方独立行政法人病院の職員(財務会計担当者)

参加人数 17名

講師 有限責任監査法人トーマツ

東京会場 日時 平成30年8月31日(金)10:30～17:00

場所 都道府県センター 4階 401会議室

対象 地方独立行政法人病院の職員(財務会計担当者)

参加人数 19名

講師 有限責任監査法人トーマツ

● 広報活動

テーマ 「病院改革セミナー」

日時 平成30年3月16日(金)13:00～17:00

場所 コンベンションホールAP浜松町

対象 自治体及び自治体病院関係者

参加人数 73名

● 新規加入病院

名称	加入年月日
栃木県立リハビリテーションセンター	平成30年 4月1日 加入

第6期 収支決算書

歳入

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差引額	備考
1. 会費	4,200,000	3,900,000	△ 300,000	
入会金	150,000	50,000	△ 100,000	1病院
年会費	4,050,000	3,850,000	△ 200,000	77病院
2. 諸収入	800,300	1,126,360	326,060	火災保険事務手数料、預金利息等
3. 繰越金	1,266,373	1,266,373	0	第5期からの繰越金
歳入合計	6,266,673	6,292,733	26,060	

歳出

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差引額	備考
1. 事務費	1,600,000	1,331,184	△ 268,816	
通信運搬費	50,000	13,410	△ 36,590	アンケート調査、セミナー案内郵送料、HP管理料他
消耗品費	50,000	102,678	52,678	封筒代、お茶代
旅費	1,200,000	886,844	△ 313,156	幹事事務局会旅費
雑費	300,000	328,252	28,252	振込手数料、法人税等
2. 人件費	560,000	491,256	△ 68,744	
事務員人件費	560,000	491,256	△ 68,744	事務局人件費
3. 会議費	900,000	811,340	△ 88,660	
総会助成金	800,000	800,000	0	第7回総会助成金(岡山)
諸会議費	100,000	11,340	△ 88,660	会場代、お茶代
4. 事業費	3,000,000	2,701,948	△ 298,052	
活動費	2,000,000	1,646,248	△ 353,752	研修会(病院改革セミナー、財務会計セミナー)開催費用
印刷製本費	1,000,000	1,055,700	55,700	「経営・人事・給与」冊子他
5. 予備費	206,673	957,005	750,332	うち入会金分50,000円は活動基金として積立支出
歳出合計	6,266,673	6,292,733	26,060	

積立金の増加額及び残額

(単位:円)

科目	第6期期首	増加額	第7期期首	備考
活動基金	3,850,000	50,000	3,900,000	

※ 5. 予備費の内訳

5. 予備費	957,005
積立金	50,000
第7期繰越金	907,005


監査報告書


全国地方独立行政法人病院協議会
会長 中島 豊爾 殿

第6期事業年度（平成29年10月1日から平成30年9月30日迄）の事業報告書並びに、収支決算書を監査した結果、適正に処理、記載されていると認める。

以上

平成30年 10 月 12 日

監事 井 森 亨 吾 

監事 久 保 惠 嗣 

memo

Lined area for memo notes, consisting of 20 horizontal lines.

1. 事業目的

全国地方独立行政法人病院協議会は、地方独立行政法人の病院として、住民から信頼される病院機能を果たすため、医療環境の変化に柔軟に対応できる業務運営の効率化と医療サービスの向上を図ることを目的とする。

2. 第8回定例総会・幹事会・記念講演の開催(2019年11月予定)

3. 活動計画

独法化後の病院経営を把握するため、決算状況等関連する財務データの蓄積を行い、病院ごとの経営指標の動向を調査する。また、会員の要望に基づくアンケート調査及び必要に応じたヒアリング調査を行い、公立病院が担う役割の確保と経営の効率化のための病院改革に資する活動を展開する。

第7期においても引き続き職員の専門性の向上を図るため、専門研修会や幹部職員を対象とした研修会を新たに開催し、病院経営を担う職員の人材育成に努めることとする。

(1) 定期総会発表

◆独法化による病院経営状況調査

決算状況(新規加入病院は独法化以前も含む)と主要指標との関連

(2) 研修会開催

◆当協議会会員を対象とした専門研修会開催

「財務会計セミナー」

①日時:2019年 夏予定(2回)

②場所:未定(2カ所)

③対象:当協議会会員法人及び病院の財務担当者等(50名)

④内容:経営指標の分析手法等の研修会

⑤講師:未定

◆幹部職員を対象とした研修会開催

「独法病院の事例分析と経営戦略」

①日時:2019年 夏予定

②場所:未定

③対象:当協議会会員法人及び病院の幹部職員

④内容:独法病院の経営戦略

⑤講師:未定

(3) 課題・要望等の調査

(4) 国への要望活動・連絡会議

4. 広報活動

(1) セミナーの開催

新公立病院改革プランの策定により、独法化移行予定の病院及び病院改革を検討している自治体関係者・病院長等を対象に研修会を行い、独法化後の病院改革の実践例とそのメリットを広報し、これからの地域医療のあり方を提言する。

①日時:2019年 春

②場所:東京都

③テーマ:「公立病院の役割と経営の効率化」(仮)

④対象者:自治体及び自治体病院関係者(50名)

⑤講師:未定

(2) ホームページの充実

会員病院概要、活動内容等についてホームページにより広報する。

(3) 新規加入に向けての取組み

病院改革を検討している自治体に向けて独法化へのメリットを発信するとともに自治体及び自治体病院からの相談に積極的に対応して地方独立行政法人化への移行を促すこととする。

第7期 収支予算書(案)

歳入 (単位:円)

科 目	第6期予算額	第7期予算額	比較増減	備 考
1. 会費	4,200,000	4,150,000	△ 50,000	
入会金	150,000	150,000	0	3病院(予定)
年会費	4,050,000	4,000,000	△ 50,000	80病院
2. 諸収入	800,300	1,126,360	326,060	保険料事務請負手数料、預金利息等
3. 繰越金	1,266,373	907,005	△ 359,368	第6期からの繰越金
歳入合計	6,266,673	6,183,366	△ 83,307	

歳出 (単位:円)

科 目	第6期予算額	第7期予算額	比較増減	備 考
1. 事務費	1,600,000	1,400,000	△ 200,000	
通信運搬費	50,000	50,000	0	切手、はがき代他
消耗品費	50,000	50,000	0	コピー用紙他
旅費	1,200,000	1,000,000	△ 200,000	幹事会、幹事事務局会他
雑費	300,000	300,000	0	法人税、振込手数料等
2. 人件費	560,000	560,000	0	
事務員人件費	560,000	560,000	0	事務局人件費
3. 会議費	900,000	900,000	0	
総会助成金	800,000	800,000	0	第8回 総会助成金(堺市立病院機構)
諸会議費	100,000	100,000	0	幹事・事務局会一部負担金
4. 事業費	3,000,000	3,150,000	150,000	
活動費	2,000,000	2,150,000	150,000	研修会、自治体向けセミナー、活動部会助成金
印刷製本費	1,000,000	1,000,000	0	各種アンケート調査冊子作成等
5. 予備費	206,673	173,366	△ 33,307	うち入会金150,000円は、活動基金として積立予定
歳出合計	6,266,673	6,183,366	△ 83,307	

積立金の増加額及び残額 (単位:円)

科 目	第7期期首	増加額	第8期期首	備 考
積立活動基金	3,900,000	150,000	4,050,000	入会金の積立

memo

全国地方独立行政法人病院協議会事務局

(地方独立行政法人岡山県精神科医療センター顧問) 赤木 一成

当協議会は、自治体病院の独法化をきっかけに権限強化と意識変化が病院経営にどのように変化をもたらしたか、について全国の独法病院の決算をもとに医業収益、経費等の調査を行い、経営指標の年次推移としてまとめ、経営状況の傾向を報告しています。今回は、経営の黒字化を左右する運営費負担金の積算基準について調査し、繰出基準額と実績額との状況について報告します。また、住民に対する経済的な負担額である行政サービス実施コストと運営費負担金収益との実態について調査しました。そのほか、皆様から要望の多かった医師の給与体系の現状と人事評価制度等の導入状況とその問題点等について報告します。なお、平成30年4月施行の地方独立行政法人法の改正による評価委員会の果たす役割のあり方と内部統制の運用状況について実態調査を行いましたので併せて報告します。

当協議会が行った平成29年度決算状況調査では、対前年度に比べ医業収支比率が上がった病院数が55.2%であったのに対し、経常収支比率が上がった病院は48.3%に留まっています。また、独法化前と比べても、本業の医業収支比率の変動が独法化前に比べ上昇している病院が74.0%であったのに対して経常収支比率の上昇した病院は53.8%であり大きく乖離しています。独法化により経営力を底上げして医業収支比率を改善しても、経常収益に占める運営費負担金の割合が年々減少していることが経常収支比率の低下の一因ではないかと思われます。

今回行った運営費負担金についての調査によると、全体の約3分の1の病院で運営費負担金が不足しているとの報告がありました。また、行政サービス実施コスト調査によると収益性を高めてコストを削減した結果、運営費負担金も年々カットされている法人の例も見受けられました。このように年度毎の決算による清算方式では黒字化に向けた経営努力が反映されないため、独法化により経営形態が変わっても、職員のモチベーションが上がらず、実態は自治体の出先機関の一部として、税金に依存する体質に戻ることに危惧されます。

運営費負担金のあり方としては、あくまで行政事務の委託金や補助金ではなく、地方財政計画に記載される公営企業繰出金として、経費負担区分のルールを基本とすべきと思います。今後、独法病院が、公共性と企業性のバランスを保ちながら持続して地域医療を提供できる体制を構築するためには、経常黒字であっても減額されることのないように、設立団体と協議を重ねることが独法マインドを活かす有効な手段だと思います。

当協議会は設立から6年が経過し、会員は80病院（平成30年10月1日現在）で構成されていますが、引き続き、皆様の協力を得ながらタイムリーなテーマについて調査を重ね、広く情報交換の場となるよう取り組んで参りたいと考えています。

最後になりましたが、岡山県は、北は中国山地から南は瀬戸内海まで多様な自然美に囲まれています。この機会に山や海の幸など秋の魅力を満喫していただければ幸いです。

memo

memo section with horizontal lines for writing.

地域医療を巡る課題と公立病院の役割、展望

～変革の荒波に負けず一歩々々前に進もう～



公益社団法人
全国自治体病院協議会

会長
小熊 豊

今、我国の医療を巡っては変革の嵐が吹き荒れている。人口減、少子高齢化、地域衰退の現状のもと、医師不足・偏在によって地域医療は危機的状況を迎えている。医療と教育、地場産業の育成は、地域の存続・活性化に不可欠であるにも拘わらず、マクロの将来需給と称して医師の養成数を見直そうとする動きが見られている。医師が過剰に陥っているのは都会の開業医のみであり、地方では医師不足に悲鳴が挙がっているのに、根本的な解決も見いだせないまま医師の養成数を減らしたら、地域医療はまさに崩壊することになる。ようやく始まった新専門医制度も、都会への専攻医の集中を招き、診療科によっては0-1, 2名の専攻医しか集まらず、大学病院、地域の基幹病院でさえ数年後には医師不足で医療の継続が危ぶまれるところすら出ている。プロフェッショナルオートノミーによる医師の診療科選択、配置に委ねては、医療の崩壊を助長するのみではないかと思えてならない。全国自治体病院協議会では、毎年7つの地域ごとにブロック会議を開催しているが、何処のブロック会議に参加しても医師不足が最大の課題として訴えられており、実効ある対策が強く望まれている。

医師の働き方改革も、医療の在り方を変える大問題になっている。これまでの病院医療は、勤務医の過酷な労働によって維持されてきた。勤務医は労基法を守りたくても守れない状況で、低診療報酬制度のもとで地域医療に貢献し、厚労省も我々病院団体も放置してきた。勤務医は普通の方に比べ特殊性があるとはいえ、労働者であることは明らかであり、働き方改革に取り組むことは必然である。しかし、絶対的な医師不足の現状では、医療の存続、縮小との兼ね合いが問題になる。出来ることから緊急的に取り組むよう要請されているが、国民の理解、啓発も不可欠であり、働き方改革の基盤となる医師不足の解決が強く望まれる。労働基準監督署の査察・指導は、こうした

経緯、現状を無視したあまりにも一方的な対応と言わざるを得ず、高額な賦課金支払いを伴うことから、病院にとり悩みは大きい。

医療は非課税とされ、控除対象外消費税が発生している。診療報酬で補填していると言われてきたが、最近の厚労省の発表では、消費税8% up 時の補填率計算が誤っており、公的病院では69%しか補填されていないことが明らかとなった。来年には消費税が10%に引き上げられることになっており、消費税対応を巡って時間的にも余裕がないことから結論が急がれている。

他にも新公立病院改革プラン、地域医療構想などの問題があり、公的病院としての存在意義、経営上の問題など、公的病院を取り巻く環境は厳しい。これらの問題について概説し、議論、検討を深める一助になればと考えている。

memo

奈良県立病院機構の揺籃期を越えて ～新・奈良県総合医療センターの開設～



地方独立行政法人
奈良県立病院機構

理事長
上田 裕一

地方独立行政法人 奈良県立病院機構（以下、当機構）は平成26年4月1日に設立された。当機構は、奈良県総合医療センター（旧施設の許可病床：430床）、奈良県西和医療センター（300床）、奈良県総合リハビリテーションセンター（100床、うち回復期リハ病床50床）の3つの医療施設（以下、「3センター」という。）と、看護専門学校、医療専門職教育研修センターの2つの教育研修施設からなる。3センターの医療圏は隣接しており、若干の人事交流はあるものの規模が異なることから、それぞれ独立した運営を行っている。設立時には、県内で医療体制が不足していた7領域（救急医療、周産期医療、専門的ながん医療、小児医療、糖尿病治療、精神医療、災害医療）の改善を核に中期目標が定められた。法人化後の揺籃期を越えて、一人歩きできるようになった当機構の軌跡を紹介する。

法人化後の3センターの診療実績は、毎年着実に改善したものの、人件費の圧迫などにより収支が悪化する事態に陥っていた。これには、医師やその他の医療専門職の意識改革と診療体制の改革が緩徐であったこと、医療についての専門性の高い事務職の人材を採用するのに数年を要したことも要因である。奈良県総合医療センターは旧県立奈良病院から引き継いだ築40年を超えた施設で4年間診療を行ってきた（運用病床は375、384、400、410と毎年漸増）が、本年5月には新しい施設に移転し診療を開始した（許可病床は540床：現在450床で運用中）。新センターは、まさに中期目標達成のための施設として、法人化前から建築が計画されていたものである。診療開始は当初の目標からは約1年遅れたが、新センターの竣工が近づくにつれ、職員のモチベーションも向上し、法人設立4年目となる平成29年度には収支は大幅に改善した。さらに、新センターでの診療は5カ月余りではあるが、設備

が一新され診療科目も増えたことで、収支はさらに著しく改善している。また、この新センターには、医療専門職教育研修センターを併設しており、新センターの診療機能とともに紹介する。

なお、奈良県西和医療センターも築40年近い旧県立三室病院の施設での診療を継続しており、構造上の制限もあることから、当初は稼働率は大きく変動したものの、内科・外科系と産婦人科の医師および看護師を補充したことで稼働率が上がり、収支は大きく改善している。奈良県総合リハビリテーションセンターは元々、他の2センターに比較して入院診療単価は低く、人件費率は高いものの、病床稼働率は高い水準で維持できており、収支は徐々に改善している。次期中期計画では、この2つのセンターの将来像を具体化することも重要であると見込んでいる。

memo

Lined writing area for notes.

テーマ

「地方独立行政法人を取り巻く
環境の変化と
今後の対応について」

<small>コーディネーター</small>	<small>地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター</small>	<small>理事長</small> 中島 豊爾
<small>パネリスト</small>	<small>地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構</small>	<small>理事長</small> 栗谷 義樹
<small>パネリスト</small>	<small>地方独立行政法人 京都市立病院機構</small>	<small>理事長</small> 森本 泰介
<small>パネリスト</small>	<small>地方独立行政法人 福岡市立病院機構</small>	<small>理事長</small> 竹中 賢治
<small>パネリスト</small>	<small>総務省自治財政局準公営企業室</small>	<small>室長</small> 坂越 健一



パネリスト

地方独立行政法人
山形県酒田市病院機構

理事長
栗谷 義樹

memo

Lined area for taking notes during the symposium.

地方独立行政法人山形県酒田市病院機構設立10年の歩み ～その後の環境変化と対応

当独法は旧県立日本海病院、酒田市立酒田病院を再編統合して設立され、本年で11年目を迎えた。当病院再編統合時の当初目標とした高度急性期地域医療提供体制の構築と、健全な病院経営はそれなりの結果を得ることが出来たが、近年急速に進む医療圏の過疎、高齢、少子化は、これまでのような病院運営の限界に近いこと、今後に予測される破壊的な外部環境変化として、国の財源状況とともに重い影を落としている。当地域は本年4月に、今後の確実な未来予測に対する対応として、地域の三師会が参加する地域医療連携推進法人「日本海ヘルスケアネット」を立ち上げた。セミナーでは当法人の歩んできたこれまでの経緯と結果について述べ、併せて当地域と独法を取り巻く環境変化と対応について、自説を交えて解説し、パネリスト諸氏のご意見を頂戴したいと考えている。



パネリスト

地方独立行政法人
京都市立病院機構

理事長
森本 泰介

「地方独立行政法人病院において見えてきた課題」

京都市立病院は、京都大学、京都府立医科大学、第一・第二日赤、京都医療センター、そして強力な民間病院グループ等が激しく競合する京都市内に立地している。平成19年12月に総務省から「公立病院改革ガイドライン」が出され、平成20年7月の京都市医療施設審議会において、「京都市立病院の経営改善には、非公務員型の地方独立行政法人化が最適である」との答申を受け、平成23年4月に「地方独立行政法人京都市立病院機構」が設立された。それまで多くの制約を受け、市の一事業所として運営されていた京都市立病院だったが、独法化によって得られた権限、迅速性、効率性、柔軟性、多様性等の利点、中でも職員採用における自由度の大幅な拡大を活かし、診療機能、医療の質、患者サービス等に大きな改善効果を挙げ、高度急性期医療提供病院として、平均在院日数を短縮し、病床稼働率、医業収益、診療単価、医業収支比率など、ほぼすべての経営指標を大幅に改善してきた。しかし、職員数の増加は、当然のことながら人件費の増加につながり、提供する高度急性期医療に必要な診療材料費や諸経費等の増加も相まって、収益増加を上回る懸念が出てきた。また、地域医療構想や平成30年度の診療報酬改定、地方独立行政法人法改正等の下で、地域住民に対して「行うべき医療」と、我々が「目指す医療」、そして「安定した病院運営の継続」のバランスを取ることが求められている。さらに、平成31年度から始まる当法人の第三期中期計画期間中には、消費税増税と2回の診療報酬改定が控えており、病院の経営環境は一段と厳しくなると予想される。これらの不安材料が渦巻く現在の医療環境と立地条件では、設立者から示された4年間の目標に対する中期計画の立て方によっては、病院経営が不安定化する可能性も否めない。地域住民の命と生活を守り支える最後の砦である自治体病院の使命や、大都市に立地する自治体病院の在り方、さらに設立者が

どのような医療構想を持ち、その構想の下で病院は何をすべきか、経営を安定して継続させる方策は何か等、法人と設立者が議論を重ねていくことが重要であると考え。今回、当院が独法化して得られた経営改善の実際を報告するとともに、見えてきた独法化自治体病院の課題と、その解決に向けた模索を紹介する。

memo

Handwritten notes area with horizontal lines.

当院の経営戦略と公益法人としての使命達成 ～広域急性期基幹病院と地域医療機関との関係構築～



公益財団法人
大原記念倉敷中央医療機構
倉敷中央病院

副理事長
相田 俊夫

1. 当院は今年創立95周年を迎えた。創設者は優れた企業経営者であったが、同時に社会的良心を強く持ち、農業研究所、社会問題研究所、労働科学研究所、大原美術館、倉敷中央病院などを創設し、いずれも現存している。
2. 彼の基本スタンスは(1)基本的社会問題への挑戦、(2)理想主義・世界一流、(3)創造・革新性、(4)合理性・実行性などがあげられ、当院のミッション「世界水準の医療を地域住民に」の実践は、まさに上記スタンスの集約されたものと言える。
3. 当院は、持続的発展のため右表の通り、ギアチェンジを行ってきた。2000年以降の第3期においては、地域ナンバーワン病院としてふさわしいハード整備を徹底的に行い、併せてそのハードに適合した医療人材の充実に努めた。
4. 上記戦略実行の結果、二次医療圏内（人口71万人）において、DPC データに基づく入院患者数および救急患者数については40%を占めることとなり、地域医療機関との連携強化策と相まって、広域急性期基幹病院としての地位を確かなものにすることができた。このことを通じ、当医療圏においては地域医療構想を待たずして、病院間の機能分化と連携については、ほぼ実態的には実現できていると認識

持続的発展に向けてのギアチェンジ

- 創設期 (1923年)
 - 地域に理想的な病院を
- 第2期 (1970～1980年)
 - 高度成長期
 - 規模拡大・質向上
- 第3期 (2000～2015年)
 - 急性期中心
 - 地域完結型医療
- 第4期 (2025～2040年)
 - 個別病院経営から地域経営を強く意識した病院経営（人口減への適応）

されている。

5. 質向上、規模拡大に伴う当院の高固定費体質は、これまでは患者増、収入増により吸収することができたが、人口減の続く 2025 年以降、厳しい効率化なくして吸収することは不可能である。企業経営と異なり、病院の効率化は極めて難易度が高く、十分な覚悟と知恵が求められることとなる。
6. 今後の当院の目標は、難しい経営環境の中 (1) 広域急性期基幹病院として地域を支え続ける、(2) 自院経営だけに専心せず、広く地域全体の経営に力を注ぐ、(3) 創設者はどこにでもある画一的病院を求めたのではなく、その期待に応え、今後も医療水準の一段の向上を実現し続ける、(4) 法律や制度だけでは医療・福祉の理想は実現できず、創設者の実践した社会愛の精神を発揮し、幅広く地域貢献していく。

これら目標はいずれも、使命達成のための財源なくしては、実現不可能である。今後は、一層の医療の質の向上を図ると同時に、最大限利益の確保を目指し、地域社会へ還元していくことが民間公益法人としての当院の務めであると考えている。

memo

機構／病院

- 地方独立行政法人 宮城県立こども病院
宮城県立こども病院
- 地方独立行政法人 宮城県立病院機構
宮城県立がんセンター
宮城県立精神医療センター
宮城県立循環器・呼吸器病センター
- 地方独立行政法人 秋田県立病院機構
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- 地方独立行政法人 市立秋田総合病院
市立秋田総合病院
- 地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構
日本海総合病院
- 地方独立行政法人 茨木県西部医療機構
茨木県西部メディカルセンター
- 地方独立行政法人 栃木県立がんセンター
栃木県立がんセンター
- 地方独立行政法人 栃木県立リハビリテーションセンター
栃木県立リハビリテーションセンター
- 地方独立行政法人 新小山市市民病院
新小山市市民病院
- 地方独立行政法人 さんむ医療センター
さんむ医療センター
- 地方独立行政法人 東金九十九里地域医療センター
東千葉メディカルセンター
- 地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院
総合病院国保旭中央病院
- 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
東京都健康長寿医療センター
- 地方独立行政法人 神奈川県立病院機構
神奈川県立足柄上病院
神奈川県立精神医療センター
神奈川県立がんセンター
神奈川県立循環器呼吸器病センター
神奈川県立こども医療センター
- 地方独立行政法人 山梨県立病院機構
山梨県立中央病院
山梨県立北病院
- 地方独立行政法人 長野県立病院機構
長野県立阿南病院
長野県立木曾病院
長野県立こども病院
長野県立こころの医療センター駒ヶ根
長野県立須坂病院
- 地方独立行政法人 長野市民病院
長野市民病院
- 地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター
岐阜県総合医療センター
- 地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院
岐阜県立多治見病院
- 地方独立行政法人 静岡県立病院機構
静岡県立総合病院
静岡県立こころの医療センター
静岡県立こども病院
- 地方独立行政法人 静岡市立静岡病院
静岡市立静岡病院
- 地方独立行政法人 三重県立総合医療センター
三重県立総合医療センター
- 地方独立行政法人 市立大津市民病院
市立大津市民病院
- 地方独立行政法人 京都市立病院機構
京都市立病院
京都市立京北病院
- 地方独立行政法人 大阪府立病院機構
大阪精神医療センター
- 地方独立行政法人 大阪市民病院機構
大阪市立総合医療センター
大阪市立十三市民病院
- 地方独立行政法人 堺市立病院機構
堺市立総合医療センター
- 地方独立行政法人 りんくう総合医療センター
りんくう総合医療センター
- 地方独立行政法人 市立吹田市民病院
市立吹田市民病院

機構／病院

- 地方独立行政法人 市立東大阪医療センター
市立東大阪医療センター
- 地方独立行政法人 神戸市民病院機構
神戸市立医療センター中央市民病院
神戸市立医療センター西市民病院
神戸市立西神戸医療センター
- 地方独立行政法人 加古川市民病院機構
加古川中央市民病院
- 地方独立行政法人 明石市立市民病院
明石市立市民病院
- 地方独立行政法人 奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
奈良県西和医療センター
奈良県総合リハビリテーションセンター
- 地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター
岡山県精神科医療センター
- 地方独立行政法人 岡山市立総合医療センター
岡山市立市民病院
岡山市立せのお病院
- 地方独立行政法人 広島市立病院機構
広島市立広島市民病院
広島市立安佐市民病院
広島市立舟入市民病院
広島市立リハビリテーション病院
- 地方独立行政法人 府中市病院機構
府中市市民病院
府中市市民病院
- 地方独立行政法人 山口県立病院機構
山口県立総合医療センター
山口県立こころの医療センター
- 地方独立行政法人 下関市立市民病院
下関市立市民病院
- 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院
徳島県鳴門病院
- 地方独立行政法人 福岡市立病院機構
福岡市立こども病院
福岡市民病院
- 地方独立行政法人 大牟田市立病院
大牟田市立病院
- 地方独立行政法人 筑後市立病院
筑後市立病院
- 地方独立行政法人 川崎町立病院
川崎町立病院
- 地方独立行政法人 芦屋中央病院
芦屋中央病院
- 地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館
佐賀県医療センター好生館
- 地方独立行政法人 佐世保市総合医療センター
佐世保市総合医療センター
- 地方独立行政法人 長崎市立病院機構
長崎みなとメディカルセンター
- 地方独立行政法人 くまもと県北病院機構
公立玉名中央病院
- 地方独立行政法人 西都児湯医療センター
西都児湯医療センター
- 地方独立行政法人 那覇市立病院
那覇市立病院
- 北九州市立医療センター
北九州市立八幡病院
(平成31年4月1日独法化予定)

◆ 地方独立行政法人 56法人
◆ 地方独立行政法人病院 89病院

当協議会加入法人 51法人
当協議会加入病院 80病院

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、全国地方独立行政法人病院協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地方独立行政法人（以下「法人」という。）の病院として、住民から信頼される病院機能を果たすため、会員相互の交流を行い、医療環境の変化に柔軟に対応できる業務運営の効率化と医療サービスの向上を図ることを目的とする。

第2章 会員

(会員)

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 地方独立行政法人法第21条第3号チ（病院事業）に基づく法人の理事長で本会の目的に賛同して加入したもの
- (2) 前号の法人に属する病院長で、本会の目的に賛同して加入したもの
- (3) (1)の法人化を予定している法人の理事長予定者又は病院長予定者で、本会の目的に賛同して加入を希望するもの
- (4) その他、会員の推薦があり、幹事会において承認されたもの

(入会及び会員資格の継承)

第4条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に記名押印の上、会長に提出するものとする。

2 会員が理事長又は病院長職を退いたときは、後任の者が会員資格を引き継ぐものとする。

(退会)

第5条 本会を退会しようとする会員は、その旨を会長に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員及び事務局)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は第3条第1号及び第2号に規定する会員のうちから総会において選任する。ただし、任期中に会長が退任する場合は、副会長のうちから、会長が後任者を指名する。

3 本会の事務局は、会長の属する法人内に置く。

(職務)

第7条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 3 会長及び副会長で幹事会を構成し、本会の運営に当たる。
- 4 監事は、会計を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とし、選任された年の翌々年の定例総会の終了の時までとする。

ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の任期とする。

2 役員は、再任されることができる。

第4章 会議

(会議の開催)

第9条 本会は、第2条に規定する目的を達成するため、年1回定例総会及び幹事会を開催する。

2 会長が必要と認めた場合は、臨時に総会及び幹事会を開催することができる。

(総会の運営)

第10条 総会は、会員をもって構成する。ただし、総会に出席できない会員は、会員の属する法人の職員に代理させることができる。

2 総会の議長は、会長がこれに当たる。

3 総会において、次々年度の定例総会を担当する当番世話人を指名する。

(総会の議決)

第11条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算、並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する変更事項

2 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 総会の議決は出席した病院の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、第3条第3号、第4号会員は議決権を行使できない。

(幹事会の運営)

第12条 幹事会は、会長及び副会長をもって構成する。

2 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

3 幹事会は本会の運営を行う。

(当番世話人の事務)

第13条 当番世話人は、幹事会の了承の下、次に掲げる事務を行う。

- (1) 開催日時及び会場の決定
- (2) 次第の決定
- (3) 議題のとりまとめ
- (4) 開催中の庶務
- (5) 終了後の事務局への会計報告

(会議に要する経費)

第14条 当番世話人は、定例総会運営に要する経費を見積もり、定例総会開催の2ヶ月前までに事務局へ当該金額の報告を行う。

2 事務局は、前項の規定により報告を受けた金額を定例総会の開催前に当番世話人に納付する。

3 当番世話人は、定例総会終了後すみやかに支出証拠書類を付して事務局に対し報告する。

第5章 会計

(会費)

第15条 会員は、別表で定める会費を事務局に納入しなければならない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(会計報告)

第17条 事務局は、定例総会において収支予算及び監事の監査を経た収支決算の承認を得なければならない。

第6章 補則

(その他)

第18条 この会則は、総会の決議を経て変更することができる。

2 この会則で定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会の了解を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成24年11月22日から施行する。

運用細則 会費について

第15条 別表 (会費)

区 分	入 会 金	年 会 費	備 考
第3条 1号会員	¥50,000	¥50,000	
第3条 2号会員	¥50,000	¥50,000	
第3条 3号会員	¥50,000	¥50,000	
第3条 4号会員	¥50,000	¥50,000	

※なお、入会金・会費については第3条の規定にかかわらず、病院を単位として納めることとする。(法人のみの場合は法人を単位とする)

協賛企業広告

こんなお悩みはありませんか？



- ☑ 夜勤明け、体は疲労しているのになかなか眠れない。
- ☑ 寝起きが苦手で起床時間ギリギリまで起きられない。
- ☑ 睡眠時間は長いのに、眠りの質に満足できない。

睡眠セミナーを無料で開催しています

東洋羽毛では「**睡眠健康指導士**」の資格を有した講師による充実したセミナーをご用意しています。

- 💡 睡眠の科学的メカニズム
- 💡 社会的な睡眠の重要性
- 💡 よりよく眠る方法
- 💡 よりよく眠るための心得
- 💡 交代制勤務の負担を軽減する眠りのヒント など

* 研修内容及び研修時間はご相談に応じさせていただきます。 * セミナーは複数回ご受講いただけます。

睡眠セミナー 開催実績

- ◇ 広島県看護協会東広島・竹原支部
- ◇ 日本赤十字社 柏原赤十字病院
- ◇ 仙台厚生病院
- ◇ 愛知県看護連盟総会
- ◇ 国立病院機構 徳島病院
- ◇ 神奈川県立 足柄上病院
- ◇ (社福) 恩賜財団 済生会兵庫東病院 その他多数



セミナー受講後の感想

- ・出来ることは、今日からでも実践したいと思います。
- ・「なるほど!」と思えることがたくさん有り、勉強になりました。
- ・睡眠に関する自分の知識が合っていて安心しました。
- ・看護職として、睡眠の重要性をあらためて認識しました。



東洋羽毛では、研修会や勉強会、学会での
コーヒーサービスもご提供しています。

セミナーに関するご相談はお気軽にご連絡ください!

お客様相談室 ヨイオハヨオ

☎ 0120-410840

TUK 東洋羽毛工業株式会社

〒252-0206 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-26-5

ナイスは、人にあわせたきめ細かなサービスを心がけ、
“一歩進んだ” 戦略的情報システム” の開発を目指します。
高度情報化社会のエキスパートとして、システム開発を
通して社会に貢献します。

Medical Leader Series



精神科病院向け電子カルテシステム

Medical Leader-Record
Nozomi ~のぞみ~

Nozomi ~のぞみ~は、精神科特有の要件を実現する為に
開発されたシステムです。精神保健福祉法のアルゴリズムに
則ったシステム設計が、様々な業務シチュエーションにおける
効率化や負荷軽減など、多くの付加価値を提供します。

株式会社ナイス <http://www.naiscorp.co.jp/>

本 社 〒460-0003 名古屋市中区錦3-19-17 名銀ビル5F
Tel (052) 961-1961 (代表) Fax (052) 961-3094

東京支店 〒101-0021 東京都千代田区外神田5-2-3 JR外神田ビル 9F
Tel (03) 5817-3385 Fax (03) 3832-1877

大阪支店 〒530-0027 大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル 808号室
Tel (06) 6312-9200 Fax (06) 6312-9201

福岡支店 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-28 ユナイト博多ビル 5F 1号室
Tel (092) 474-7077 Fax (092) 474-7151



Kuramori Architect Associates

株式会社 倉森建築設計事務所

〒700-0823 岡山市北区丸の内1-9-3
phone : 086-231-6191
f a x : 086-231-8087
http : //www.kuramori.com
e-mail : architect@kuramoyi.com



保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜



「安全」な未来へ。



「安心」な未来へ。



「健康」な未来へ。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 Tel:03-3349-5113 <https://www.sjnk.co.jp/>

双極性障害のうつ症状治療薬
劇薬、処方箋医薬品(注意-医師等の処方箋により使用すること) (クエチアピン fumarate 徐放錠)

薬価基準収載

ビブレッソン®

徐放錠50mg・徐放錠150mg

※効能・効果、用法・用量、警告、禁忌を含む使用上の注意などについては添付文書をご参照ください。

製造販売
アステラス製薬株式会社
BPR03-H01-01

販売・資料請求先
共和薬品工業株式会社
大阪市北区中之島3-2-4
http://www.kyowayakuhin.co.jp

0120-041189
ヨイイマク
※音声ガイダンスに従って操作いただく窓口につながります

2018年9月作成

おかげさまで創業71年

株式会社 三備電業社

本店 岡山県新見市新見214番地の1 TEL (0867)72-2255

支店 岡山市北区野田3丁目13番39号 TEL (086)245-0811

クリエイティブリンク株式会社

LINE@
正規代理店

ホームページ

情報通信技術で多様な価値と人を結び、
創造性豊かな社会の実現に貢献します

〒701-0151
岡山県岡山市北区平野765-19

TEL 086-903-3040
FAX 086-903-3041
コールセンター 086-259-3400

Creative Link®

<SMBG>
血糖自己測定
(自己検査用グルコース測定器)

Personal Use

ニプロケアファスト Link® CareFast Link®

Bluetooth®
無線通信を搭載

画面・表示文字が
大きくなりました!
ケアファストR
従来比2倍

充電式
バッテリー内蔵
電池交換不要

表示画面が
カラーで
見やすい!

分かりやすい
音声案内

測定環境温度:5~45°C

ニプロCFセンサー
を使用

GDH 酵素電極

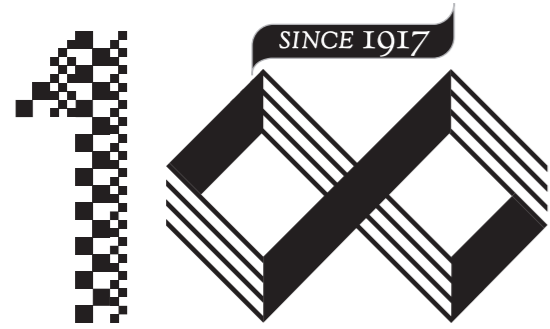
ニプロ株式会社

企画開発技術事業部
国内商品開発・技術営業本部
検査商品開発・技術営業部

06-6373-3168
9:00~17:30(土・日・祝祭日を除く)
※電話番号をよくお確かめの上、おかけ頂きますようお願い致します。

2018年6月作成

おかげさまで蜂谷工業株式会社は、創業100周年を迎えました。



HACHIYA
Construction Co.,Ltd.
100th Anniversary

限りない地域創造への挑戦

これからの百年も、当たり前を当たり前



総合建設業

蜂谷工業株式会社

〒700-8608 岡山市北区鹿田町一丁目3番16号
TEL.086-232-8111(代) FAX.086-233-8310
<http://www.hachiyakogyo.co.jp/>

建物総合ビル管理業

株式会社ホーワの本物の技術と総合力
人と人を繋ぐ未来への安心と信頼のご提案

株式会社 ホーワ

代表取締役 服部 馨

岡山市北区鹿田町1丁目3番16号
Phone 086 235 2870 Fax 086 231 5699



あなたの体とところをサポートします。

有限会社 **肥後薬局**



代表取締役
薬剤師 **肥後 哲朗**

E-mail polonaise-higo@kyf.biglobe.ne.jp

【鹿田本町店】〒700-0915 岡山市北区鹿田本町2-15
Tel.086-232-5567 Fax.086-232-5525

【日赤前店】〒700-0941 岡山市北区青江1-11-6
Tel.086-238-3571 Fax.086-238-3572

【玉野店】〒706-0002 玉野市築港1-15-23
Tel.0863-31-3456 Fax.0863-31-3457

SUPER PURIS SERIES
スーパーパリスシリーズ

地方独立行政法人病院向け
財務会計システム

特徴

- 地方独立行政法人病院に特化した財務会計システム
(サブシステム: 固定資産管理・移行前地方債管理)
- 豊富な実績に基づく円滑な導入
- 公営から地独へ経営形態の変更にも対応
- 多様化する病院運営への適応
- 他業務システムとの豊富な連携実績

地独病院は17病院
地独病院全体の約1/3

北海道から沖縄まで全国で稼働中!

公営病院は約120病院
市町村立公営病院全体の約1/6
(平成30年4月1日現在)

お気軽にお問い合わせください

NKJ 株式会社日本経営情報システム 全国どこでも
デモいたします

〒062-0932 札幌市豊平区平岸2条5丁目2番14号第5平岸グランドビル6階
TEL: 011-842-6913 (代表) FAX: 011-842-6937 E-mail: nkj@nkjs.co.jp https://www.nkjs.co.jp

診察券が結ぶ、患者様と病院の関係

Entrust Datacard™
日本データカード株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-3 日精ビル9F
03-3494-6131

● 医療現場の多様なカードニーズに対応
● 病院の受付・会計業務をスムーズに
● 診察券や職員証発行業務を省力化

ブース展示 協力企業

東洋羽毛工業株式会社

有限責任監査法人 トーマツ

協賛企業

総合厨器株式会社

山陽地所株式会社

有隣堂茶舗

有限会社肥後薬局

株式会社 創研厨房

蜂谷工業株式会社

株式会社ホーワ

日本データカード株式会社

Hakuryudo

ユニフォームも
シェアする時代です!

時代の流れに適した効率的な運用で、
衛生管理の向上を通えるプランをご提案します。

メフテ履歴 サイズ 着用状況 クリーニング実績

株式会社 白龍堂 <http://hakuryudo.co.jp>

岡山本社 〒700-0962 岡山市北区北長瀬表町2-13-27
TEL: 086-241-4951 FAX: 086-241-4958

東京本社 〒105-0004 東京都港区新橋3-7-4 赤レンガ通りビル8F
TEL: 03-6273-3141 FAX: 03-6273-3142

お医者さん、栄養士さんから
食事制限の指示が
でている方へ

宅配開始

株式会社 誠屋

岡山市北区大内田717-3
TEL. 086-292-5000 FAX. 0120-225134
ホームページ <http://www.makotoya.co.jp>

弊社は医療・福祉関連企業ワタキューグループの一員です

実績多数! **医療・福祉関連に特化
人材紹介・派遣・請負**

メディカル・プラネット

Medical Planet
INC.

株式会社メディカル・プラネット 近畿営業所 TEL: 075-353-6668

健康と快適の明日を考える

ワタキューセイモア株式会社

ワタキューグループは、「心」を社是に
健康・医療・福祉関連の総合サービスを展開します。

本社 / 〒610-0396 京都府綴喜郡井手町多賀茶臼塚12-2
中国支店 / 〒700-0845 岡山県岡山市南区浜野3-17-34 TEL. 086-264-6421

